

文化財的価値としての農業・農村と 6次産業化

四方田雅史
(静岡文化芸術大学)

農業・農村の文化財（ヘリテージ）化①

* 文化財概念の拡大

①世界遺産における文化的景観カテゴリー

“the combined works of nature and man”

(例1) バリの文化的景観:トリ・ヒタ・カラナの哲学を表現したス
パック・システム(インドネシア)

(例2) アルト・ドウロ(Alto Douro)のブドウ畑(ポルトガル)

農業・農村の文化財（ヘリテージ）化②

②文化財保護法における文化的景観の登場

棚田・里山・漁村など

(例) 文化的景観: 「地域における人々の生活
又は生業及び当該地域の風土により形成さ
れた景観地...」(文化財保護法第二条第1項
第五号)



ともに報告者撮影。
上は西三川の文化的景観、
右は奥飛鳥の文化的景観



農業・農村の文化財（ヘリテージ）化③

③FAOの世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems GIAHS）

（例）「トキと共生する佐渡の里山」「静岡の茶草場農法」
「阿蘇の草原の維持と持続的農業」



左の写真はhttp://www.47news.jp/news/2011/06/post_20110608140300.html、
右の写真は<http://y-kawa.cocolog-enshu.com/blog/2013/07/post-e92b.html>より

世界農業遺産（GIAHS）の分布

| | | |
|-------|----|--|
| 中国 | 10 | 「アオハンの乾燥地農業」「ハニ族の棚田」「トン族の稲作、養魚、養鴨」「プーアルの伝統的茶農業」等 |
| インド | 9 | 「カシミールのサフラン栽培」「コラブットの伝統農業」「クッタナドの海拔以下の農業システム」など |
| 日本 | 5 | 「能登の里海・里山」「トキと共生する佐渡の里山」「国東半島と宇佐の農林水産循環システム」など |
| イラン | 3 | 「カナート灌漑システム」など |
| 韓国 | 2 | 「済州島の黒壁フェンス農業」など |
| スリランカ | 2 | 「ウェウエ灌漑システム」など |
| ロシア | 2 | 「北極地帯の伝統的トナカイ飼育」など |
| タンザニア | 2 | 「マサイの放牧」など |

※ほかにアルジェリア、ケニア、モロッコ、チュニジア、ギニア、マダガスカル、マリ、南アフリカ、スロバキア等、イタリア、オランダ、ルーマニア、チリ、ペルー、フィリピン、ヴァヌアツに各1つ



すべて報告者撮影

日本と海外の動きの共通性

- * 文化財・遺産を“点”から“面”へと拡張

- * 農業ヘリテージは使いながら保存する必要

(例)「第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)」(『生物多様性国家戦略2012-2020』)

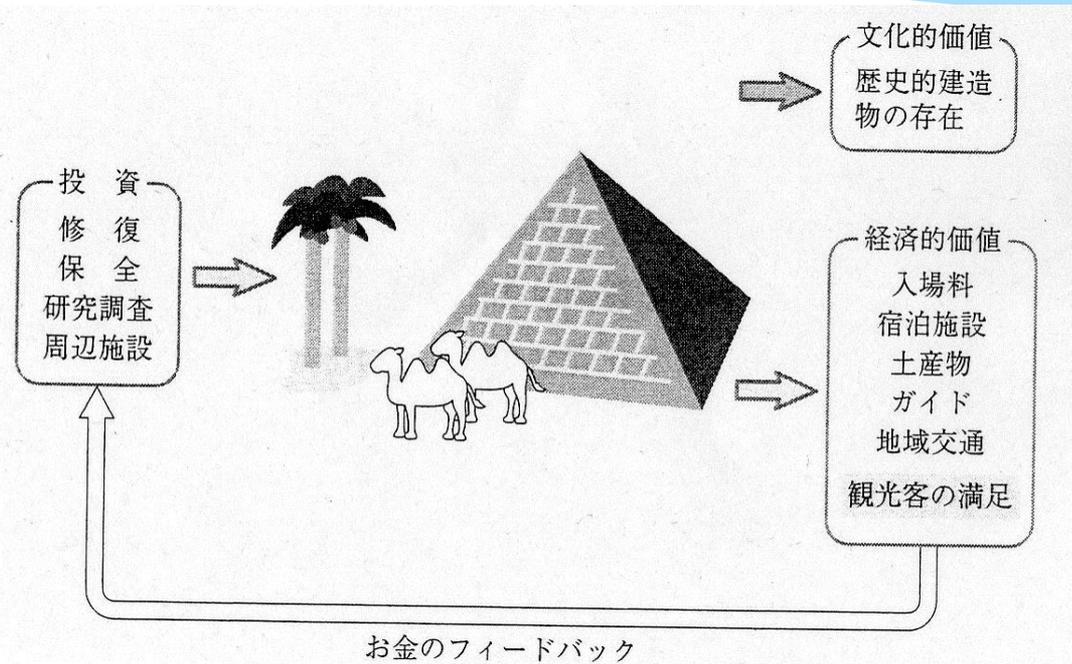
- * システム的思考

(例) 世界農業遺産 = GIAHS

= システムの構成要素(なりわい、経済、価値観、地域文化、地域社会など)がシステムのに働くことが文化財を維持・保全させる。

持続可能な農業・農村の保全①

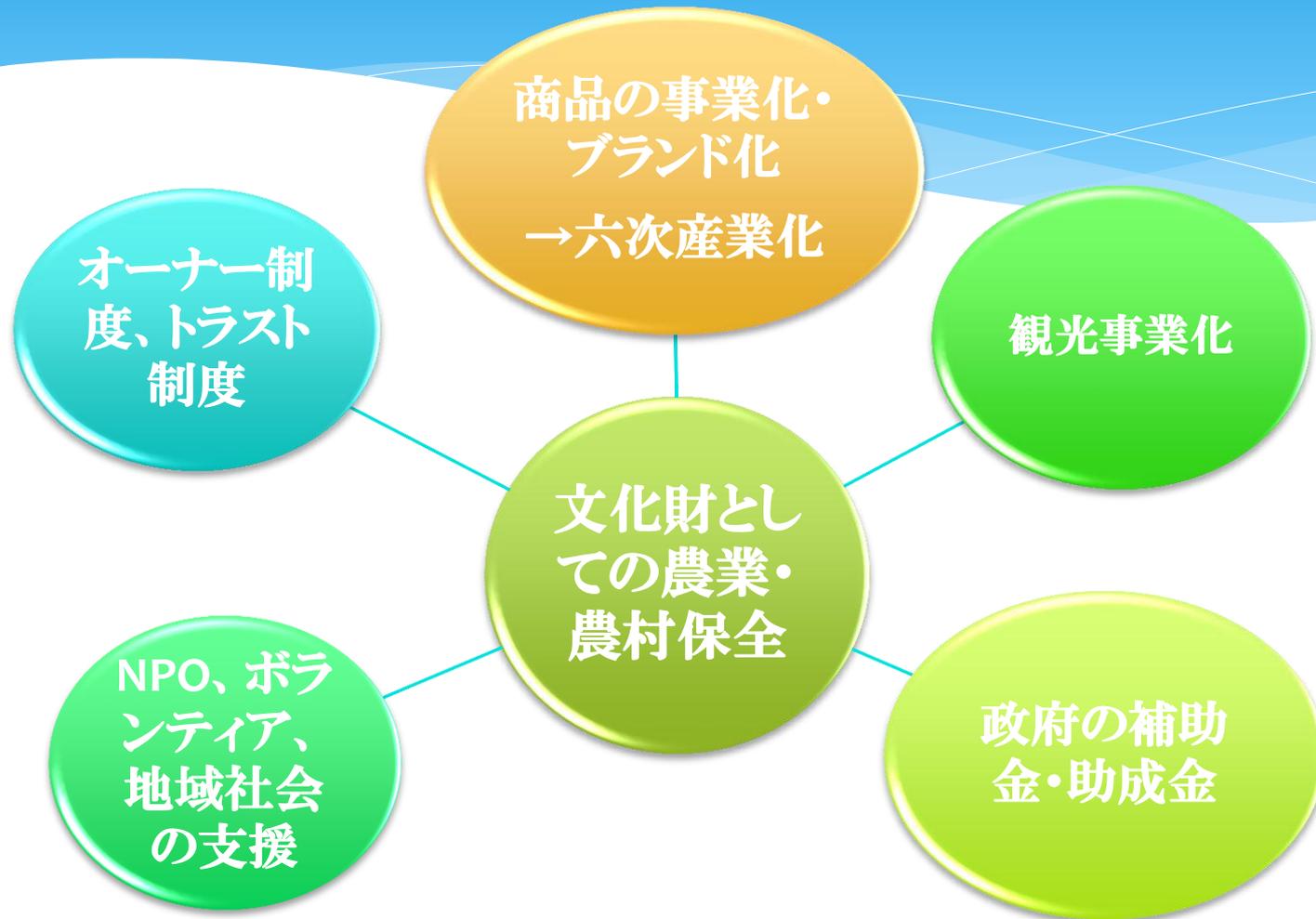
- * システムを意識しつつ、持続的に保全していく方法
⇒ 農業・農村を保全するほど価値を生みだすように



文化資本と経済的価値の循環

[出典] 金武創・阪本崇『文化経済論』ミネルヴァ書房、2005年、141頁より抜粋。

持続可能な農業・農村の保全②



農業・農村へリテージを支える 6次産業化—日本

さまざまな試みの例

- * 「奥飛鳥の文化的景観」(明日香町)と古代米
 - * 「石部の棚田」(松崎町)と黒米焼酎
 - * 「西三川の文化的景観」(佐渡市)と金山米
- 農業・農村へリテージの保全と商品化の結合
⇒保全すれば利益を生みだす仕組みの構築



左は<http://morito7.com/?pid=2397474>
右は報告者撮影。



農業・農村へリテージを支える 6次産業化の枠組①—欧州の事例

* 景観をはじめ、農法・コミュニティの慣行等も保全していく必要性⇒欧州の事例：原産地呼称保護制度

| 世界文化遺産に登録された欧州の文化的景観 | 国名 | 農産加工品と原産地呼称管理制度 |
|-------------------------|--------|----------------------|
| サン＝テミリオン地域 | フランス | ワイン PDO |
| コースとセヴェンス、地中海性農牧業の文化的景観 | フランス | ロックフォール・チーズ PDO |
| アルト・ドウロ・ワイン生産地域 | ポルトガル | ポルト・ワイン PDO |
| ピコ島のブドウ畑文化の景観 | ポルトガル | ワイン PGI |
| ラヴォーのブドウ段々畑 | スイス | ワイン PDO |
| ヴァッハウ渓谷の文化的景観 | オーストリア | ワイン PGI |
| チンクエ・テッレ | イタリア | ワイン PDO |
| オルチャ渓谷 | イタリア | ワイン PDO、オリーブ・オイル DOP |
| トカイのワイン産地の歴史的・文化的景観 | ハンガリー | ワイン PDO |
| ベームスター | オランダ | チーズ 組合の商標 |

表 世界文化遺産に登録された農業関連文化的景観と原産地呼称保護制度との相互関係

[注]PDOは原産地呼称保護制度(英語のProtected Designation of Originの略)、PGIは地理的呼称保護制度(英語のProtected Geographical Indicationの略)。ともにEUの基準である。PDOは各国語でAOC、AOP(フランス)、DOC、DOP(イタリアなど)という風に名称が異なっているため、基本的にはEUの名称に統一した。

農業・農村へリテージを支える 6次産業化の枠組②—欧州の事例

* 伝統的・在来的製法を保全することで、それに支えられる農村・景観を保全していく。

| ロックフォール・チーズ(PDO) | サンテミリオン・ワイン(PDO) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">•原料乳は羊のみ。羊の品種はラコーヌ種、マネッシュ種、バスコ・ベルネーズ種に限る。•羊の飼料は主に草とする。配合飼料は補助程度。•アオカビは、コンバルー山の洞窟で採取する。•カードを得るための酵素は、搾乳後48時間以内。•コンバルー山の自然洞窟(カーヴ)で熟成させる。 | <ul style="list-style-type: none">•所定の地域で栽培されたブドウのみを使用する。•メルロー種(60%以上)、カベルネ・フラン種(約30%)、カベルネ・ソービニオン種(約10%)で醸造しなければならない。•1haあたりブドウ5,500本以下の密植度とする。 |



ともに報告者撮影。

農業・農村へリテージを支える 6次産業化の枠組—日本

- * 原産地呼称管理制度に近い(?)団体商標
- * 日本でも認証制度が広がりつつある。

(例) 佐渡の「朱鷺と暮らす郷」米

茶草場の茶

あか牛認証制度

⇒ 農法・飼育法も条件



左は<http://aso-geopark.jp/mainsites/mainsite07.html>より
右は報告者撮影。

(例) 茶草場の茶認定制度

(前略)

第4 認定基準

農法実践者の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 農業者等(集落や荒茶共同工場等の単位において茶草場農法への取り組みに対する協定を結んでいる場合はその単位。以下同じ。)のその営みによって、生物多様性が守られるなど環境の保全に貢献していること。
- (2) 農業者等が維持している管理茶草場面積の茶園経営面積に対する比率(以下「基本指標」という。)が5%以上あること。

第5 認定の区分

農法実践者の認定の区分は、認定対象者の基本指標に応じて、次の区分とする。

- (1) 5%以上25%未満 一葉
- (2) 25%以上50%未満 二葉
- (3) 50%以上50%未満 三葉

出典：静岡県島田市のHP、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者認定制度要綱より抜粋。

まとめ

- * 農業・農村のヘリテージ化：伝統的な農業・農村を保全するためには、農法・土地利用・共同体・それを支える思想などを体系的に保全することが望ましい。
- * 文化的景観・世界農業遺産などを保全すれば利益になるような仕組みとしての6次産業化：ブランド化、地域団体商標、原産地呼称保護(管理)制度、認証制度
- * 「伝統」を商品化する知恵・・・